

公益社団法人宮崎県農業振興公社
(宮崎県農地中間管理機構)

農用地利用配分計画に定める賃借料の支払猶予に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第18条第2項第4号で定める借賃の支払猶予に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(支払猶予の要件)

第2条 公益社団法人宮崎県農業振興公社（宮崎県農地中間管理機構）理事長（以下「理事長」という。）は、法18条第8項により権利設定された賃借人（以下「賃借人」という。）が法18条第2項第4号により農用地利用配分計画で定める賃借料（以下「賃借料」という。）の納入期限までに支払いできないとき、次に掲げるやむを得ない理由の場合にのみ賃借人の支払猶予願いにより支払期日の延長を認めることができる。

- ア 震災、風水害、落雷、なだれ等の天災や火災による災害
- イ 賃借人自身の疾病
- ウ その他、賃借人の人為的理由に因らないやむを得ないもの

(支払猶予願いの提出)

第3条 前条の支払猶予願いの手続きは、賃借人が、災害等の発生により約定納入期限までに支払いができないと判断した日から賃借料の約定納入期限の前日までに、参考様式により支払猶予願いを理事長に提出しなければならない。

なお、支払猶予願いの提出は、賃借人が賃借料を支払う年度あたり一回限りとする。

(支払猶予願いの審査)

第4条 理事長は、前条の支払猶予願いの提出があった場合にはその内容を審査する。

(支払猶予の同意)

第5条 理事長は、前条により提出された支払猶予願いの内容を審査した結果、適正と認められる場合は同意する。

(支払猶予の期間)

第6条 前項により理事長が支払猶予に同意する期間は、支払猶予願いが提出された年度末日までを限度とし、支払猶予の再延長は認めない。

(支払猶予同意の通知等)

第7条 理事長は、支払猶予に同意したときは、支払猶予期日を納入期限とする請求書と同意した支払猶予願いの写しを賃借人に送付するものとする。

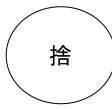
(委任)

第8条 この要領の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則

この要領は、令和3年6月18日から適用する。

参考様式



支払猶予願い

令和 年 月 日

公益社団法人宮崎県農業振興公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(賃借人) 住所
氏名 印

農用地利用配分計画により権利設定を受けた下記の農用地は、賃借人が災害その他のやむを得ない事由のため、借賃の支払い期限、令和 年 月 日までに支払不可能となりましたので、支払猶予を申し出ます。

記

1 農用地等の所在

○ ○ ○ (市町村名)

| 所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 賃借料 | 契約期間 |
|----|----|----|--------|-----|------|
| | | | | | ～ |
| | | | | | ～ |
| | | | | | ～ |
| | | | | | ～ |
| | | | | | ～ |
| | | | | | ～ |

2 支払猶予理由

例：台風災害により農作物に被害があったため

3 支払猶予期日 (年度内に限る)

令和 年 月 日までに公社指定口座に振込

上記、支払猶予願いについて同意します。

令和 年 月 日 (賃借人) 住所 宮崎市恒久1丁目7番地14
氏名 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 印